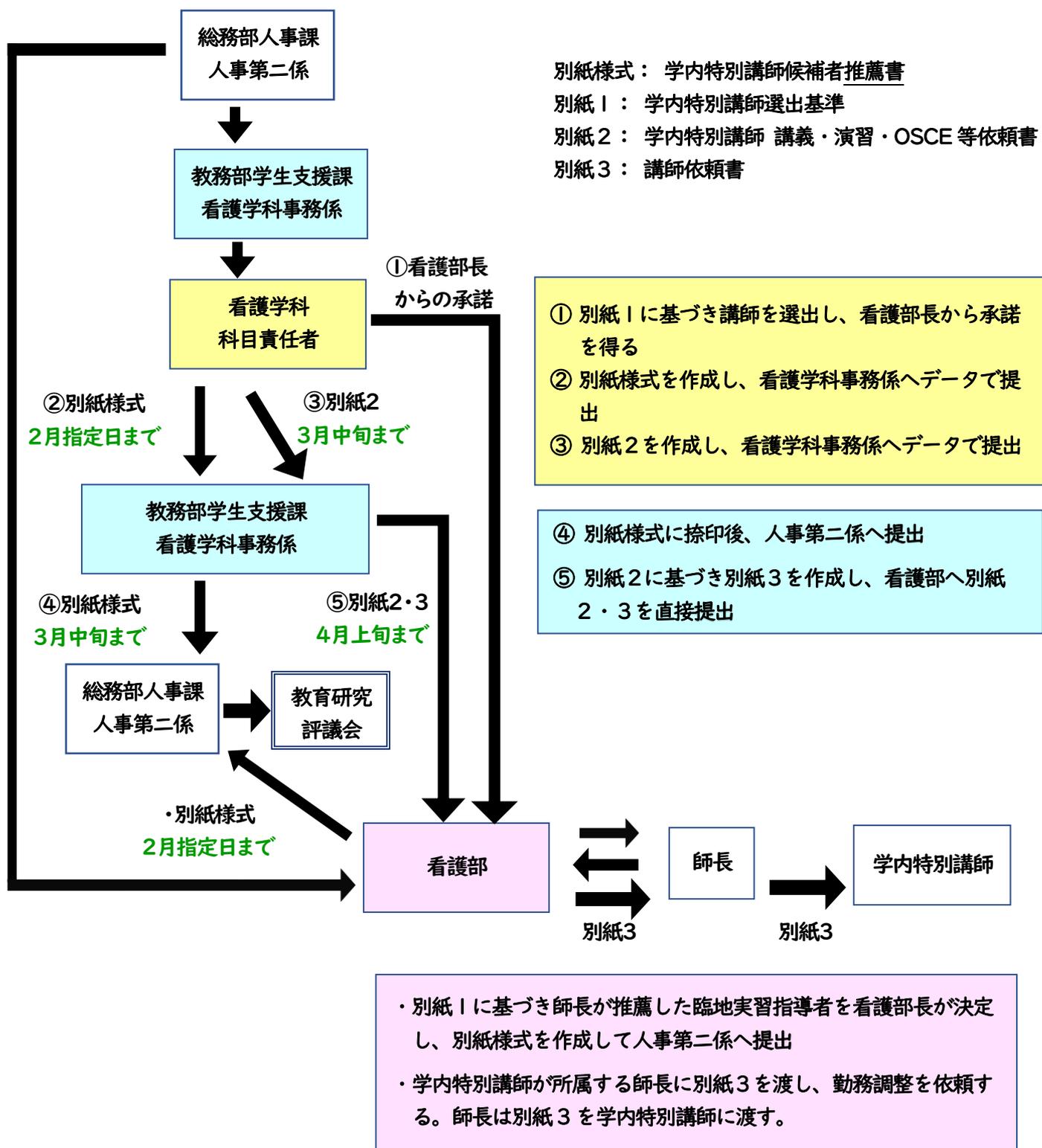


臨床看護師の学内特別講師に関する看護学科と看護部の申し合わせ事項（フローチャート）



※ 科目責任者は、講義日時が未定の場合、講義日の<前月の5日まで>に決定し、再度、別紙2を作成して看護学科事務係へデータで提出する。

年度途中で新たに学内特別講師を依頼する場合は、原則、講義日の<前々月中旬まで>に看護部長の承諾を得る（講義が9月の場合は6月中旬まで）。以降は、上記①～③の運用に準ずる。